

通学課程の初日に提出

課題 4. 労働市場に関する知識

領域	区分	内容
Ⅱ五	講義	労働市場の知識として必要な、基本的な用語等について、以下の空欄を埋めましょう。
配当時間		
1. 5H		

会場: _____ 氏名: _____ 提出日: 年 月 日

1 労働力調査について <https://www.stat.go.jp/data/roudou/index2.html>

1. 調査の目的

労働力調査は、統計法に基づく基幹統計『**労働力** 統計』を作成するための統計調査であり、我が国における **就業及び不就業** の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としている。

2. 調査の範囲及び調査対象

調査の範囲は、我が国に **居住している** 全人口である。ただし、外国政府の外交使節団、領事機関の構成員（随員を含む）及びその家族、外国軍隊の軍人・軍属（その家族を含む）は除外される。

この調査は **標本** 調査として実施しており、国勢調査の約 100 万調査区から約 2,900 調査区を選定し、その調査区内から選定された約 4 万世帯（基礎調査票の対象世帯、特定調査票についてはうち約 1 万世帯が対象）及びその世帯員が調査対象となるが、就業状態は世帯員のうち **15** 歳以上の者（約 10 万人）について調査している。なお、特定の世帯が続けて様々な調査の対象とならないように配慮している。

3. 労働力調査の用語（2018 年 5 月 11 日改定）

[※1]は基本集計に関する用語、[※2]は詳細集計に関する用語、無印は両集計に共通の用語

(1) 15 歳以上人口について

<年齢> 調査月の末日現在の満年齢。

<配偶関係> **戸籍** 上の届出の有無に関係なく、調査時の状態により区分されている。

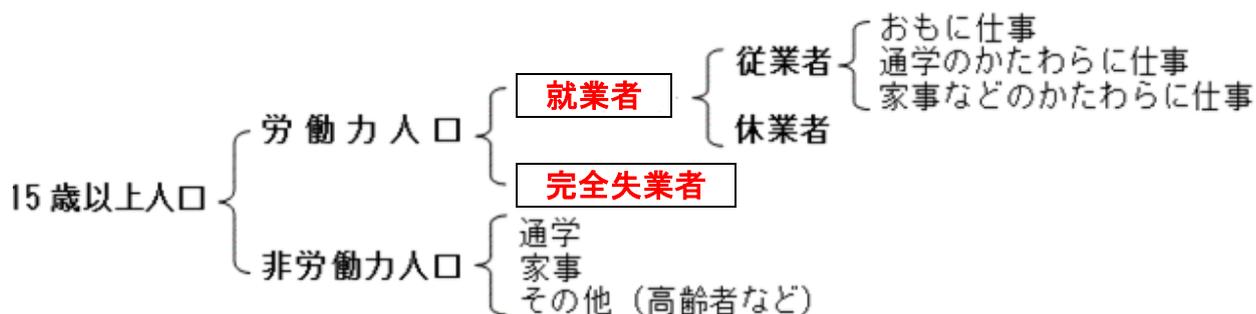
<世帯主との続柄> 世帯主の配偶者 : 世帯主の妻又は夫
 その他の家族 : 世帯主の配偶者以外の親族世帯員

<教育>[※2]

調査日現在、学校に **在学しているか否か** によって在学中、卒業及び在学したことがない、の 3 つに区分し、「在学中」については、「小学・中学・高校」、「短大・**高専**」、「大学・大学院」に、「卒業」については、「小学・中学・高校・旧中」、「短大・(同上)」、「大学」、「大学院」にそれぞれ区分されている。なお、上記各学校と入学資格や在学年数が同等で、これらの卒業に相当する資格が得られるものについては、それぞれ相当する区分に含めている。

<就業状態>

15歳以上人口について、調査週間中の活動状態に基づき、ILO基準に従い次のように区分した。



従業者： 調査週間中に賃金、給料、諸手当、内職収入などの収入を伴う仕事を **1** 時間以上した者。なお、家族従業者は、無給であっても仕事をしたとする。

休業者： 仕事を持ちながら、調査週間中に少しも仕事をしなかった者のうち、

1. 雇用者で、**給料・賃金** の支払を受けている者又は受けることになっている者。
(職場の就業規則などで定められている育児 (介護) 休業期間中の者も、職場から給料・賃金をもらうことになっている場合は休業者となる。雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合も休業者に含む)
2. 自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから **30** 日にならない者。なお、家族従業者で調査週間中に少しも仕事をしなかった者は、休業者とはしないで、完全失業者又は非労働力人口のいずれかとした。

完全失業者： 次の 3 つの条件を満たす者

1. 仕事がなく調査週間中に少しも仕事をしなかった (就業者ではない)。
2. **仕事があればすぐ就くこと** ができる。
3. 調査週間中に、**仕事を探す** 活動や事業を始める準備をしていた (過去の求職活動の結果を待っている場合を含む)。

労働力人口比率： **15** 歳以上の人口に占める「労働力人口」の割合

就業率： 15 歳以上の人口に占める「就業者」の割合

完全失業率： 「**労働力人口**」に占める「完全失業者」の割合

(2) 就業者について

調査週間中に **2** つ以上の仕事に従事した者を、主に従事した仕事について分類した。

〈従業上の地位〉

就業者を次のように区分した。



自営業主： 個人経営の事業を営んでいる者

雇有業主： **1** 人以上の **有給の従業者** を雇って個人経営の事業を営んでいる者

雇無業主： 従業者を雇わず自分だけで又は自分と家族だけで個人経営の事業を営んでいる者

一般雇無業主： 「雇無業主」のうち、「内職者」を除いた者

内職者： 自宅で内職（賃仕事）をしている者

家族従業者： 自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者

雇用者： 会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料・賃金を得ている者及び会社、団体の役員

役員： 会社、団体、公社などの役員（会社組織になっている商店などの経営者を含む）

※以下は 2017 年 12 月結果まで表章していた項目

常雇： 「役員」と「一般常雇」を合わせたもの

一般常雇： **1年を超える** 又は雇用期間を定めない契約で雇われる者で「役員」以外の者

無期の契約： 「一般常雇」のうち、**雇用契約期間の定め** がない者（定年までの場合含む）

有期の契約： 「一般常雇」のうち、雇用契約期間が 1 年を超えるもの

臨時雇： **1か月** 以上 **1年** 以下の期間を定めて雇われている者

日雇： 日々又は 1 か月未満の契約で雇われている者

〈雇用形態〉

会社、団体等の役員を除く雇用者について、勤め先での呼称により、「正規の職員・従業員」「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の **派遣社員**」「契約社員」「嘱託」「その他」の 7 つに区分した。

なお、「正規の職員・従業員」以外の 6 区分をまとめて「非正規の職員・従業員」として表章している。

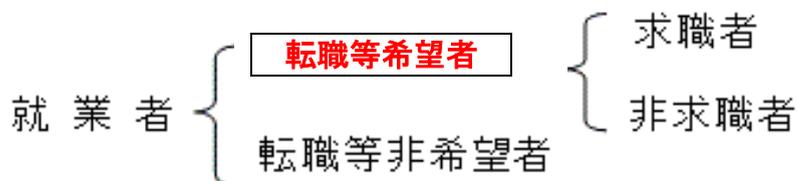
〈就業者の属性〉

産業： 就業者について、調査週間中、その者が実際に仕事をしていた勤め先・業主の主な事業の種類を **日本標準産業分類** に基づいて分類した。また、労働者派遣事業所の派遣社員の場合は、派遣先の事業所の事業の種類を分類した（2013 年 1 月に派遣元から **派遣先** に変更）。

職業： 就業者について、調査週間中、その者が実際にしていた仕事の種類を **日本標準職業分類** に基づいて分類した。また、労働者派遣事業所の派遣社員の場合は、派遣先でその者が実際にしていた仕事の種類を分類した。

〈転職等希望の有無〉^[※2]

仕事に対する希望と求職活動の有無によって、就業者を次のように区分した。



(3) 完全失業者について

〈求職理由〉 完全失業者の仕事を探し始めた理由によって、次のように区分した。

- ・ 仕事をやめたため求職：「**非自発的** な離職」と「自発的な離職」を合わせたもの
- ・ 自発的な離職（**自己都合**）：自分又は家族の都合による離職失業者
- ・ 新たに求職：「**学卒未就職**」、「収入を得る必要が生じたから」及び「その他」を合わせたもの
- ・ **学卒未就職**：学校を卒業して仕事に就くために、新たに仕事を探し始めた者
- ・ 収入を得る必要が生じたから：収入を得る必要が生じたために、新たに仕事を探し始めた者
- ・ その他：上記のどれにも当てはまらない場合で、新たに仕事を探し始めた者

4. 労働力調査(基本集計)2024(令和6)年平均結果の要約について、以下の空欄を埋めよ。

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/ft/pdf/youyaku.pdf> ※以下、増減は全て前年度比

- (1) 完全失業者は **176万** 人で **3** 年連続の **減少**。2024年平均の完全失業率は **2.5** %で0.1ポイント減少。完全失業率を男女別にみると、男性は2.7%と0.1ポイント減少、女性は2.4%と0.1ポイントの **上昇**。完全失業者を求職理由別にみると、「勤め先や事業の都合による離職」は22万人と3万人の **減少**、「自発的な離職(自己都合)」は75万人と前年同数。
- (2) 就業者数 **6,781万** 人と前年比で **34万** 人 **増加** (**4** 年連続)。
- (3) 2024年平均の正規の職員・従業員数は3,654万人と、前年比39万人 **増加** (**10** 年連続)。非正規の職員・従業員数は2,126万人と2万人 **増加** (**3** 年連続)。
- (4) 役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は **36.8** %と0.2ポイント **低下**。

※上記は、あくまでも「2024年の年平均」(2025年1月31日公表)の数字です。毎年最新の調査結果が公表されますので、都度確認してください。

2 職業（職業分類）について

厚生労働省編職業分類表(2022年4月公表)

<https://www.jil.go.jp/institute/seika/shokugyo/bunrui/index.html>

日本標準職業分類 https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/kou_h21.htm

日本標準産業分類 http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm

●分類に関する統計基準等 https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/kijun.htm

統計基準とは、統計法第2条第9項で規定され、公的統計作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいい、**総務**大臣が定める。現在設定されている統計基準は、「日本標準産業分類」「日本標準職業分類」「疾病、傷害及び死因分類（厚生労働省サイト）」「指数の基準時に関する統計基準及び季節調整法の適用に当たっての統計基準」がある。

I. 日本標準産業分類（令和5年(2023年7月告示)第14回改定 令和6年4月施行）

第1章 一般原則 第1項 産業の定義

日本標準産業分類一般原則において、産業とは、**財**又は**サービス**の生産と供給において**類似**した**経済活動**を統合したもので、実際上は、同種の経済活動を営む**事業所**の総合体と定義される。これには、営利事業と非営利事業がともに含まれるが、家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない。

第1章 一般原則 第2項 事業所の定義

事業所の定義は、経済活動の**場所**的単位であって原則として次の二つの要件を備えているものをいう。

- (1) 単一の**経営主体**により、一区画を占めて行われていること。
- (2) その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。

(例)工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等

区画を識別する際には、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とし、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであればそれを一区画とし、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとに其々を一区画とする。このように区画を識別し難い場合は、**売上台帳**、**貸金台帳**等の経済活動に関する帳簿により区別できる範囲を一区画とみなすことがある。

(例)道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において単一の経営主体により経済活動が行われている場合には、それぞれを別の区画とすることが基本である。しかし、経営諸帳簿によりそれぞれの場所を区別して扱うことができない場合には、経営諸帳簿により区別できる範囲を一区画とみなすことがある。

他方、経済活動の行われる態様は、多種多様なものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。

- (1) 経済活動が一定の場所で行われず、他に特定の事業所を持たない移動販売や個人タクシー等の場合は、事業主の住居を事業所とする。
- (2)～(6)、(8)(9)は省略
- (7) 一構内に二つ以上の学校が併設されている場合は、学校の種類ごとに別の事業所とする（この場合の学校とは、**学校教育**（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校又は各種学校とする。）。なお、教育以外の事業を営んでいる経営主体が、同一構内に学校を経営している場合、その学校は、教育以外の事業所とは別の事業所とする。

以下 略

第1章 一般原則 第3項 分類の定義

本分類は、事業所において行われる経済活動、すなわち **産業** を、主として次のような諸点に着目して区分し、体系的にまとめたものである。

- (1) 生産に投入される **財** 又は **サービス** の種類
- (2) 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
- (3) 生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）

なお、本分類は、統計調査の対象となる産業の範囲の確定、統計調査の結果の産業別表章等に用いられるものである。

第1章 一般原則 第4項 分類の構成

本分類の構成は、大分類、中分類、小分類及び **細分類** から成る4段階の階層とする。また、分類項目名以外による本分類の各階層の記載に当たっては、大分類項目をアルファベットにより表記するほか、中分類項目を2桁、小分類項目を3桁、細分類項目を4桁の分類番号によりそれぞれ表記する。

【ワーク】

日本標準産業分類の細分類で「3111 自動車製造業（二輪自動車を含む）」はどのような分類に該当するか、調べて下の空欄を埋めてください。（必ず分類符号、大分類項目：アルファベット、中分類項目：2桁、小分類項目：3桁、細分類項目：4桁の数字も示してください）

解答例

大分類	中分類	小分類	細分類
0 教育、学習支援業	82 その他の教育、学習支援業	822 職業・教育支援施設	8221 職員教育施設・支援業

大分類	中分類	小分類	細分類
E 製造業	31 輸送用機械器具製造業	311 自動車・同附属品製造業	3111 自動車製造業（二輪自動車を含む）

II. 日本標準職業分類（平成21年12月告示）

●日本標準職業分類一般原則による用語の意義

(1) 仕事：

職業分類において仕事とは、一人の人が遂行するひとまとまりの **任務** や **作業** をいう。

(2) 報酬

職業分類において報酬とは、賃金、給料、利潤（個人業主）、その他名目のいかんを問わず、労働への **対価** として給されたものをいう。なお、賃金・給料等には、**現物**（自家生産物を除く）を含む。

(3) 職業

職業分類において職業とは、個人が行う **仕事** で、**報酬** を伴うか又は **報酬** を目的とするものをいう。ただし、自分が属する世帯の家業に従事している家族従業者が行う仕事は、報酬を受けているかどうかにかかわらず、一定時間（例えば、一日平均2時間、あるいは通常の就業者の就業時間の3分の1以上の時間等）当該仕事に従事している場合には、その仕事を職業とみなす。

●職業分類の適用原則及び分類項目の設定原則

分類項目は、仕事の内容の類似性、仕事に従事する人数等によりその仕事が社会的にどの程度一つの職業として確立しているかを考慮して定める。この考慮すべき仕事の内容の類似性は、次のとおり。

- (1) 仕事の遂行に必要とされる **知識** 又は **技能**
- (2) 事業所又はその他の組織の中で果たす **役割**
- (3) 生産される財・サービスの **種類**
- (4) **使用** する道具、機械器具又は設備の種類
- (5) 仕事に従事する **場所** 及び **環境**
- (6) 仕事に必要とされる **資格** 又は **免許** の種類

●職業の決定方法

職業の決定方法は、以下の判断基準によるものとする。

- (1) 仕事が単一の分類項目に該当する場合
 - 個人が単一の分類項目に該当する仕事に従事している場合は、その仕事により職業を決定する。
- (2) 仕事が複数の分類項目に該当する場合
 - 複数の分類項目に該当する仕事に従事している個人を、一つの分類項目に決定する場合は、次の原則により行う。
 - ア 二つ以上の勤務先で、異なる分類項目に該当する二つ以上の仕事に従事している場合
 - (ア) **報酬** の最も多い分類項目による(注3)。
 - (イ) (ア)により難しい場合は、**就業時間** の最も長い分類項目による(注3)。
 - (ウ) (ア)及び(イ)により難しい場合は、調査時点の **直近** に従事した仕事による。
 - イ 一つの勤務先で二つ以上の分類項目に該当する仕事に従事している場合は、就業時間の最も長い分類項目による。
- (3) 資格及び見習い等の取扱い
 - ア 公的資格又はこれに準じた資格を要件とする仕事については、原則として、当該資格の **名称** をもって分類項目としていることから、有資格者のみを当該分類項目に該当するものとする。ただし、会計士補は小分類181公認会計士に分類する。こうした仕事に関する無資格の見習い、助手、補助者等は、有資格の本務者と同じ内容の仕事はできず、異なる仕事を行っているものとみなし、有資格の本務者とは別の仕事の内容に即した分類項目に決定する。
 - イ 公的資格又はこれに準じた資格を要件としない仕事であって無資格の見習い、助手、補助者等が行う仕事については、その内容が本務者のものと **類似** している場合には本務者と同一の分類項目に決定し、その内容が本務者のものと異なる場合には、その内容に即した分類項目に決定する。

【ワーク】

日本標準職業分類の小分類で、「福祉事務所、児童相談所、更生相談所、婦人相談所において、専門的調査・判定、相談、助言、指導の仕事に従事するもの」はどのような分類に該当するか、調べて下の空欄を埋めてください。

大分類	中分類	小分類
B 専門的・技術的職業従事者	16 社会福祉専門職業従事者	161 福祉相談指導専門員

Ⅲ. 第5回改定厚生労働省編職業分類 職業分類表（2022年4月公表）

1. あらまし

厚生労働省編職業分類（以下「職業分類」）は、1953年に初めて作成され、その後、主に社会経済情勢の変化等に伴う職業構造の変化を職業分類表に反映させるための改定が、1965年、1986年、1999年、**2011**年にそれぞれ行われ、前回改定から一定年数が経過し、この間の産業構造、職業構造の変化等に伴い、求人・求職者の職業認識との乖離が生じている分野もみられていた。また、マッチング上の課題も散見されていたため、今回の改定は、日本標準職業分類に準拠して作成されていた職業分類を、統計という観点においては**日本標準職業分類**に対応させつつ、求人・求職の**マッチングをより円滑**に行えるようにするという観点から行われた。

2. 用語の定義

職業について一般的には、**生計維持**のために何らかの**報酬**を得ることを目的とする人間活動、あるいは一定の社会的分担もしくは**社会的役割**の遂行であるとされている。この職業分類でも上記の一般的な職業の定義について同様の捉え方をしているが、本分類では更に次のような考え方を採用している。

- ① 職業： この職業分類における職業とは、**職務・職位・課業**によって構成される概念であり、職務の内容である仕事や課せられた責任を遂行するために必要な**知識・技能**などの共通性又は類似性によってまとめられた一群の**職務**をいう。

※職業分類において「職業」とは、個人の属性からみた場合の事業（体）における勤めの種類を表す。これに対して「職種」とは、通常、事業（体）の属性としての勤めの種類を表している。多くの場合、両者の指す内容はほぼ同一である。

- ② 職務： 一群の職位がその主要な仕事と責任に関して同一である場合、その一群の職位をいう。
- ③ 職位： 一人の人に割り当てられた**仕事**と**責任**との全体をいう。
- ④ 課業： 職位に含まれる各種の仕事のうち、**個々のひとまとまり**の仕事をいう。
- ⑤ 仕事： 職業活動において特定の活動を果たすために払われる**精神的、身体的努力**をいう。

【ワーク】

第5回改定厚生労働省編職業分類表において、「**観光バスを運転する仕事**」の職業名はどのように掲載されているか、調べて下の空欄を埋めてください。

大分類	中分類	小分類
13 配送・輸送・機械運転 の職業	084 バス運転の 職業	084-01 路線バス・貸切バス 運転手